

随意契約理由書

件名	魚崎児童館拡張他工事
契約の相手方	株式会社 池内工務店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項8号に該当
随意契約の理由	
<p>本工事は、制限付一般競争入札に付し令和元年12月6日に開札を行ったところ、応札者はあったものの全者予定価格超過であった。予定価格を公表し即日再入札を実施したが、全者辞退より不調打切りとなったため、随意契約を行うものである。</p> <p>工事着工が遅れると、当初予定していた令和2年4月からの魚崎児童館における高学年受け入れがずれ込む見込みとなるが、神戸市内において高学年受け入れができていないのは当該児童館のみであり、4月からの受け入れについて保護者にお知らせを配布しているところである。そのため、早急に工事に着手し、学童保育の受け入れ場所の確保を行う必要がある。</p> <p>については、契約の意志を有し、神戸市発注工事の経験も豊富で、迅速かつ確実な施工が期待できる上記請負人に随意契約する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局 建築課 建築第1係 (電話番号 078-595-6589)